

◆お知らせ◆

◆改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度とは? (施行日:平成27年12月1日)

(大分産業保健総合支援センター 副所長 赤峯新治)

標記について、具体的な事項を定めた省令、指針等がまもなく示される予定ですが、問い合わせが増えてきていますので、現時点で把握できている事項について概要をご紹介します。最新情報は厚生労働省ホームページこころの耳等をご覧ください。

(1) ストレスチェック制度の目的

今回新たに導入されるストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、リスクの要因そのものを低減させる「労働者のメンタルヘルス不調の一次予防」が主な目的です。

さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い労働者を早期に発見し医師による 面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調の発生を予防しようとする国を 挙げた取り組みです。

事業者の皆様におかれましては、本制度を「メンタルヘルス不調の未然防止だけでなく、 労働者のストレス状況の改善や働きやすい職場の実現を通じて生産性の向上にもつながる もの」であることにご留意いただき、事業経営の一環としての活用をお願いします。

(2) 具体的にはだれが、何をすればよいか?

事業場は、すべての事業場が対象となりますが、実施が義務とされるのは労働者数50

人以上の事業場とされています。労働者数50人未満の事業場については、当分の間努力 義務となります。

導入の流れは、事業者(経営トップ)が方針表明した後、衛生委員会等で実施方法等を 規定として定め、事業者は受検に同意した労働者に対して、医師、保健師等(以下「実施 者」と言います)によるストレスチェックを実施します。

調査票は、事業者が選定しますが「1職場におけるストレス要因」「2ストレスによる心身の自覚症状」「3上司・同僚の支援」に関する項目が含まれていることが適当であり、厚生労働省は、多くの事業場で活用実績がある「職業性簡易ストレス調査票(57項目)」を推奨しています。23項目程度の簡略版や調査のためのツール等も検討されています。

労働者は、ストレスチェックの受検に同意する場合は質問項目に対して「そうだ/まあそうだ/ややちがう/ちがう」の様な4択で調査票に〇印を記入する方法や、パソコンに入力する方法等によりストレスチェックを受検する予定です。(労働者は、ストレスチェックを受ける義務は課されていませんが、できるだけ受けていただくことが望ましいとされています。)

実施者となる医師や保健師等は、ストレスチェックの結果を封書またはメール等で労働者に個別に通知しなければなりませんが、通知にあたっては個人のストレスチェック結果を図表などでわかり易く解説するとともに、1セルフケアのアドバイス、2面接指導の対象者であること(対象となった場合のみ)、3事業者への面接指導の申出方法・担当者名(対象となった場合のみ)、4面接指導以外のメンタルヘルス相談可能な窓口等の情報、などを提供することが適当とされています。個人のストレスチェックの結果を事業者へ提供するには、労働者の同意が必要となりますが、集団的な分析結果については労働者の同意なく実施者から事業者へ提供することが適当とされています。万一、メンタルヘルス不調のリスクの高い労働者を発見した場合早期に医師による面接指導につなげられるよう勧奨することや、資料の保管等についても留意が必要です。

ストレスチェックの実施にあたっては健康診断のように外部機関に委託しても問題ありませんが、ストレスチェック調査票は定期健康診断の問診票等とは別葉で管理する、ストレスチェックの結果を労働者の同意なく事業者に通知しない、ほか、ストレスチェック制度の趣旨が生かされるよう十分な配慮と仕組みづくりが必要となるでしょう。

(3) 留意事項等

職場の改善に寄与するためには、労働者が安心して回答できる環境を整え、自記式の調査票に正直に回答した結果を得ることが重要です。そのためには、事業者(経営トップ)が方針表明することが最も重要であり、その上で労働者全員に対し説明し、情報提供を十分に行うこと及び、高ストレス者が安心して面接指導を申し出られる相談窓口等の体制整備が必要と考えらます。

(4) ストレスチェック研修(事業者向け、実施者向け)の実施

当センターでは、ストレスチェックに係るマニュアル等が定められ次第、事業者(衛生管理者、管理監督者、人事総務担当等)向け研修と、実施にあたる医師、保健師等に対す

る研修を実施する予定です。計画が決まり次第、ホームページ・メールマガジン等でお知らせしますのでご活用ください。

【参照】ストレスチェック制度に関する検討会報告書(平成26年12月17日)

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujoukenseisakuka/0000069012.pdf

改正 労働安全衛生法 Q&A集

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000056064.pdf

こころの耳 http://kokoro.mhlw.go.jp/

ストレスチェックの定期的な実施は重要ですが、日々の「管理監督者による部下への声掛けや、体調確認等」のラインケアが、さらに重要なことは言うまでもありません。当センターでは、事業場にメンタルヘルスの専門家が赴いて管理監督者に対する研修を実施しておりますが、今年度は管理監督者に対するメンタルヘルス研修を効率的に実施するため、あらかじめ会場を定めての研修会を5回計画しておりますのでご活用ください。

大分:7月8日(水)、中津:8月26日(水)、佐伯:9月4日(金)、日田:10月14日(水)、大分:10月14日(水) 申込みは

- ⇒ http://www.oita-sanpo.jp/New/study/kanrishakenshu_sinsei.pdf 管理監督者研修(出前研修)の申込みは
- ⇒ http://www.oita-sanpo.jp/New/study/demaekenshu.pdf

◆安全衛生優良企業公表制度とは

健康づくり、メンタルヘル対策も含めた安全衛生管理に積極的に取り組んでいる企業を 厚生労働省が認定する制度です。

認定されると安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所で PR することができます。

それによって、安全・健康の確保はもとより、企業イメージの向上、社員の働く意欲の 向上、求職者・取引先へのPR効果が望めます。

詳しくはこちら

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

- ◆ 研修・セミナーのご案内(5月・6月)
- ◆日時・会場は変更する場合がございます。変更はホームページに掲載いたしますので、 ご確認下さい。

■産業医研修

★第1回「生活習慣とメンタルヘルス」

日時:5月8日(金)18:30~20:30

講師:寺尾 岳 先生(大分大学医学部 精神神経医学講座 教授)

会場:大分県医師会館

★第2回「メンタル不調早期発見と早期対応のための「疾病性」と「事例性」の理解」

日時:5月18日(月)18:30~20:30

講師:三角 順一 先生(大分キヤノン株式会社 産業医 大分大学名誉教授)

会場:大分県医師会館

■衛生管理者等研修

(基礎講座)

★第1回「衛生担当者の仕事の基本となる労働安全衛生法を学ぶ(1)(一般共通事項)」

日時:5月15日(金)14:00~16:00

講師: 吉良 一樹 先生(きら労働衛生コンサルタント事務所 代表)

会場:アートプラザ2階 研修室

★第2回「衛生担当者の仕事の基本となる労働安全衛生法を学ぶ(2)(有害業務)」

日時:6月19日(金)14:00~16:00

講師: 吉良 一樹 先生(きら労働衛生コンサルタント事務所 代表)

会場:別途連絡

(実力アップ講座)

★第1回「自殺への気づきと対応 (インターベンション)」

日時:5月26日(火)14:00~16:00

講師:渡嘉敷 新典 先生(シニア産業カウンセラー)

会場:コンパルホール305会議室

★第2回「労働衛生行政の動向」

日時:5月28日(木)14:00~16:00

講師:大分労働局

会場:コンパルホール305会議室

★第3回「職場のストレスチェック活用法」

日時:6月3日(水)14:00~16:00

講師:田吹 好美 先生(翔労働衛生コンサルタント事務所 所長)

会場:別途連絡

★第4回「職場のストレスとストレスチェック」

ーメンタルヘルス不調者の早期発見とストレス対策のために一

日時:6月17日(水)14:00~16:00

講師:上野 徳美 先生(大分大学医学部 社会心理学講座 教授)

会場:別途連絡

■職場の「心の健康づくり」のためのカウンセリング研修

★第2回「積極的傾聴のグループワーク(基礎)」

日時:5月12日(火)18:30~20:30

講師:渡嘉敷 新典 先生(シニア産業カウンセラー)

会場:アートプラザ2階 研修室

★第3回「積極的傾聴のグループワーク(かかわり技法)」

日時:6月9日(火)18:30~20:30

講師:渡嘉敷 新典 先生(シニア産業カウンセラー)

会場:アートプラザまたはコンパルホール

6月以降の、産業医研修以外の会場については大分市等の会議室を予約後に、逐次ホームページ、メールマガジン等でお知らせいたします。また、申込みを頂いた方には、研修の1週間前に受講票をお送りしますので、日時・会場をご確認ください。

受講お申し込みはこちらから

http://www.oita-sanpo.jp/New/study/index.html

♦♦+-----+♦♦

※メールアドレスの変更、配信停止、ご意見・ご感想は、<u>info@oita-sanpo.jp</u>まで お願い致しております。

皆様のご意見をお待ち致しております。

今月も最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。

独立行政法人 労働者健康福祉機構

大分産業保健総合支援センター

T870-0046

大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階

TEL: 097-573-8070 FAX: 097-573-8074

http://www.oita-sanpo.jp/ / E-mail: info@oita-sanpo.jp

$\overline{}$		_	_				$\overline{}$	_	_	 _				$\overline{}$	$\overline{}$		_	1 -	_	_	
					1 1		1 1					1 1	1 1	1 1	1 1		11				
ш	_	_		_	ш	ш	ш	_	_	_	ш	ш	ш	ш	ш	ш	_		_	_	